特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和元年 令和元年 **10**月 **17**日 (木)

No. **15034** 1部377円(税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.ip/

目 次

☆商標判例読解63

「TeaCoffee」事件判決 (結合商標の類否)… (1)

商標判例読解63

「TeaCoffee」事件判決 (結合商標の類否)

ユアサハラ法律特許事務所/商標判例研究会 弁護士 神田 雄

事件番号:平成30年(ワ)第4954号 裁 判 所:大阪地方裁判所第26民事部

(髙松宏之(裁判長)、野上誠一、大門宏一郎)

判 決 日:平成31年3月14日判決

論:請求棄却

JN•GROUP

サン・グループ 会長 藤本 昇 サン・グループ 代表 藤本 周一

企業経営や事業に貢献する グローバルな知財戦略のプロ集団

特許業務法人 藤本パートナ

所長 弁理士 藤本 昇

www.sun-group.co.jp

【大阪】

₹542-0081 大阪市中央区南船場 1-15-14 堺筋稲畑ビル2階 (総合受付5階)

【東京】 ±102-0093 東京都千代田区平河町 1-1-8 麹町市原ビル3階

副所長 弁理士 中谷 寛昭 (化学)

副所長 弁理士 野村 慎一 (意匠・国際) 白井里央子(商標・不競法・著作権・国際)

弁理士 小山 雄一(特許·国際) 弁理士 北田 明(機械・制御) 弁理士 大川 博之(機械·制御) 弁理士 田中 成幸(商標・不競法) 弁理士 弁理士 石井 降明(意匠) 山本 三条 英章(化学) 久米 哲史(化学·国際) 弁理士 裕(化学・薬学) 弁理士

弁理士 北村 七重(意匠·国際) 弁理士 横田 香澄(化学) 弁理士 道慶 一豊(化学) 弁理士 大西 陽子(意匠) 弁理士 川崎 達哉(機械·制御) 弁理士 藤本 賢佑(機械・制御)

弁理士 池田 隆寛(化学·国際) 中国弁理士 展 馨(機械·国際) 【大阪】TEL:06-6271-7908 FAX:06-6271-7910 【東京】TEL:03-3237-3998 FAX:03-3237-3997 【E-mail】info@sun-group.co.jp

株式会社ネットス

内外国の知財情報の調査・パテントマップ・知財情報の加工・解析・翻訳

代表取締役社長 藤本 周一

取締役 田村 勝宏 取締役 川原 丈夫 【E-mail】nets@sun-group.co.jp

【大阪】TEL:06-6261-2990 FAX:06-6261-2993 【東京】TEL:03-3237-4390 FAX:03-3237-4391

株式会社パトラ

知財教育·PBS·外国法務

【大阪】TEL:06-6271-2383 FAX:06-6271-7910 【東京】TEL:03-3237-3998 FAX:03-3237-3997 [E-mail] patra@sun-group.co.jp

★キーポイント

本判決は、原告の登録商標が結合商標である 場合にその一部分を抽出して被告の標章と比較 することの可否について判断しており、特に食 品・飲料業界の事例として、実務上参考になる と思われる。

第1 事案の概要

1 要旨

本件は、後記「3 原告の商標」記載の商標権 (以下「原告商標権」といい、その登録商標を「原 告商標」という。)を有する原告が、被告がラベル に被告標章を付したペットボトル飲料(以下「被 告商品」という。)を販売し、被告商品に関するウェ ブページで被告標章を表示する行為が原告商標権 を侵害するとして、被告に対し、原告商標権の侵 害に基づき、損害金の一部である3300万円及びこ れに対する遅延損害金の支払いを求める事案であ る。

2 当事者

(1) 原告:株式会社エーゲル

食品の卸及び小売を業とする株式会社であり、 平成28年6月に宇治茶とコーヒー豆をブレンド して粉にしたドリップバッグ商品(以下「原告 商品」という。)の販売を開始した。

(2)被告:アサヒ飲料株式会社

飲料水の製造販売を業とする株式会社である。

3 原告の商標

登録番号 第5963932号 登録商標



本件訴訟判決書別紙商標権目録より引用

指定商品 第30類 茶、コーヒー、茶入りコー

ヒー、コーヒー豆

出願日 平成28年12月9日

登録日 平成29年7月14日

4 被告の標章

被告標章 1 - 1



本件訴訟判決書別紙被告標章目録1-1より引用

被告標章1-2



本件訴訟判決書別紙被告標章目録1-2より引用

- ·被告標章2
 - TEA **COFFEE**
 - ² TEA COFFEE
 - [®] ワンダ TEA COFFEE

本件訴訟判決書別紙被告標章目録2より引用

5 被告の行為

- ・被告標章1-2を付したペットボトル飲料(カフェラテにほうじ茶を組み合わせたもの)を販売した。
- ・ウェブページに被告標章2の各標章を表示した。

6 争点

(1) 原告商標と被告が使用する標章の類否(争 点1)